

2024 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 馬 野 俊 彦
(コード番号: 6083 スタンダード市場)
問 合 せ 先 広報 IR グループ長 山 本 慎 一
(TEL. 03 - 5770 - 1520)

当社子会社株式の譲渡に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の連結子会社である株式会社北洋設備設計事務所（以下、「HEP 社」という。）の全株式を譲渡することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該案件は適時開示基準に該当しませんが、有用な情報と判断して任意開示を行うものです。

1. 株式譲渡の理由

先ごろ公布された第 14 次地方分権一括法においては、民間の指定確認検査機関が取り扱う事のできる業務の対象外であった公共建築物の計画通知（審査・検査等）に関して、特定行政庁が民間の指定確認検査機関を活用できるように建築基準法が改正されました。この法改正自体は、当社グループの指定確認検査機関にとっては、公共建築物全般にも審査・検査機関として活躍の場が広がることを意味しますので歓迎すべきものであり、法施行を年内に控えて※、既に計画通知対象建築物に係る事前相談の受付を開始しています。

一方、HEP 社の事業は、計画通知の対象となる公共建築物に関する設計等業務に特化しています。これまでは、HEP 社が設計しているような計画通知対象の公共建築物を、民間指定確認検査機関が審査・検査することはありませんでした。しかしながら、今般の法改正の施行後には、計画通知対象の公共建築物に関して設計行為などを行う HEP 社と、公共建築物の計画通知を担う民間指定確認検査機関とが、当社グループ内に共存する体制になります。現状の資本関係のまま事業を継続した場合は、将来の法規制の変更によって、当社グループ内でどちらかの事業が大きく制限されかねないという、オペレーショナル・リスク管理上の重大な懸念が生じました。

このような法制度の変更に起因する事業リスクを排除するため、当社と HEP 社の経営陣は今後想定しうる影響について慎重に検討し、鋭意協議を重ねてきました。その結果、当社グループの指定確認検査機関各社と HEP 社が、将来の懸念を完全に排除した上で事業を継続するためには、HEP 社の経営陣によるマネジメント・バイアウトを選択することが、当社及び HEP 社共に企業価値の毀損を回避し、共に成長・発展を目指す最善の方法であると判断したものです。

※「国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用（建築基準法）」（施行日は公布の日から 6 月を超えない範囲内で政令で定める日）

2. 譲渡する子会社の概要

(1) 名 称	株式会社北洋設備設計事務所
(2) 所 在 地	北海道札幌市中央区大通西 18 丁目 1 番地の 9
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 武井 義正
(4) 主 な 事 業 の 内 容	公共建築物の設計・施工監理、耐震診断、補償コンサルタントなど
(5) 資 本 金	1,000 万円
(6) 設 立 年 月 日	1966 年 10 月 18 日

3. 今後の見通し

本株式譲渡は下記日程の通り第 2 四半期に実行する予定であり、HEP 社は当社の第 3 四半期以降の連結対象から除外されますが、本件株式譲渡に係る影響は軽微であります。

4. 日 程

本株式譲渡は 9 月末に行う予定です。

以上